

13文科生第 1 1 1 2号
平成14年 3月 2 9日

附属学校を置く各国立大学長
各国公私立高等専門学校長
国立久里浜養護学校長 殿
各都道府県教育委員会
各都道府県知事

文部科学省生涯学習政策局長
近 藤 信 司

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 重 典

(印影印刷)

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進
に当たっての福祉担当部局との連携について（通知）

文部科学省では、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の様々な体験活動の機会の充実を図ることとし、国・都道府県・市町村において、幅広い関係機関や団体と連携等を図るための協議会や、情報提供やコーディネート等を行う支援センターの設置など、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の推進体制の全国的な整備を図ることとしています。

奉仕活動・体験活動の推進に当たっては、これまで、「学校教育及び社会教育における体験活動の促進について」(平成13年9月14日付け、13文科初第597号)や各種会合において、都道府県及び市町村において関係機関等との連携を図るようお願いするとともに、国においても関係府省との連携関係の構築に努めてきたところです。

このたび、文部科学省と厚生労働省との協議を踏まえ、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事等に対し、別添のとおり奉仕活動・体験活動の推進について、教育委員会及び私立学校所管部局との緊密な連携や円滑な実施について格段の配慮を福祉担当部局に要請する通知がなされました。

つきましては、域内の市町村教育委員会、市町村長、所管又は所轄の学校及び学校法人等に対しても当該通知の趣旨について周知いたくとともに、奉仕活動・体験活動の推進に当たって、福祉担当部局や社会福祉協議会、社会福祉施設など幅広い関係機関等との一層の連携の強化に努めていただくようお願いいたします。

社援発第0328001号
平成14年3月28日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省 社会・援護局長

(印章印刷)

学校教育及び社会教育における奉仕活動・体験活動の推進について（通知）

昨年7月に学校教育法及び社会教育法が改正され、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒の社会奉仕体験活動等の充実に努めるとともに関係団体、関係機関との連携に十分に配慮するものとされ、また、教育委員会の事務として、青少年に社会奉仕体験活動等の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関する事務が明記されたところである。この改正は、青少年が社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育む上で発達段階等に応じて社会奉仕体験活動等の様々な体験活動を行うことが有意義であることから、学校内外を通じた奉仕活動・体験活動の充実を行うことを目的とするものである。

奉仕活動・体験活動の対象分野は、環境・自然保護や農林水産業、まちづくり、芸術・文化など多岐にわたるが、社会福祉の分野もその対象として期待されているものである。奉仕活動・体験活動を通じて社会福祉施設等と学校教育や社会教育の場との連携を図ることは重要であり、また、活動を通じて福祉に対する理解が深まることは社会福祉の増進にとっても有意義であることから、社会福祉施設等がその業務に支障のない範囲で協力していくことは望ましいことである。

このような学校内外を通じた青少年の活動など奉仕活動・体験活動の推進に向けた体制整備のために文部科学省において必要な予算措置等がなされているところであるが、その推進にあたっては、福祉担当部局におかれても、下記に留意しつつ、教育委員会及び私立学校所管部局と緊密な連携を図り、円滑な実施について格段のご配慮をお願いしたい。併せて、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係者への周知徹底を図られたい。

なお、本通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

- 1．社会福祉分野における奉仕活動・体験活動の実施に当たっての留意事項を別紙1にとりまとめたので参考とされたいこと。その中でも特に、「事前協議の実施」、「役割分担の明確化」、「安全の確保及び事故等への対応」について留意されたいこと。
- 2．奉仕活動・体験活動の例を別紙2にとりまとめたので活動内容の設定のための参考とされたいこと。なお、この活動例は例示でありすべての活動を網羅したものではなく、また、実際の奉仕活動・体験活動の内容については学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との協議によって決定されるものであることに留意されたいこと。
- 3．奉仕活動・体験活動の推進に当たって、貴管内市町村教育委員会から当該市町村社会福祉協議会のボランティアセンターに対して要請があった場合には、当該社会福祉協議会ボランティアセンターの実情に応じ可能な範囲で協力を図るよう指導されたいこと。

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の 実施上の留意事項

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動は、その趣旨を踏まえつつ、施設等の本来業務に支障のない範囲でその協力を基づいて適切に実施することが基本である。また、社会福祉施設は生活の場であり、プライバシーや安全面への配慮が特に重要であることから、以下の事項について十分留意する必要がある。

1．事前協議の実施

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者とは、奉仕活動・体験活動が児童生徒等の発達段階等に応じた適切で有意義な内容となるよう十分な事前協議を行うこと。

2．役割分担の明確化

社会福祉施設等における奉仕活動・体験活動の実施にあたっては、安全確保を含め、社会福祉施設と学校、社会教育関係者の役割分担を明らかにするとともに、保険の活用など事故等が発生した場合に備えること。

3．教職員の理解の促進

奉仕活動・体験活動を適切かつ効果的に行うためには、児童生徒等の指導を行う教職員等が社会福祉施設等に対する理解を深めることが重要であることから、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

4．児童生徒等への事前指導の実施

学校、社会教育関係者は、児童生徒等が社会福祉施設等での奉仕活動・体験活動の目的や意義を十分に理解できるよう事前に十分な指導や研修を行うこととされており、社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

5．児童生徒等への適切な指導

奉仕活動・体験活動の実施にあたっては、学校、社会教育関係者は、児童生徒等の引率や健康管理など教職員等が適切な指導を行うよう配慮することとされており、その円滑な実施のため社会福祉施設等においても必要な協力をされたいこと。

6．安全の確保及び事故等への対応

社会福祉施設等と学校、社会教育関係者は、事故の防止や感染症の予防など安全面に十分な配慮を行うとともに、万一事故等が発生した場合に適切な対応がとれる体制を整えること。

7．費用の負担

奉仕活動・体験活動の実施に伴い発生する費用の負担については、実費（資料代、昼食代等）負担を原則としつつ、学校、社会教育関係者と社会福祉施設等との間で十分に協議すること。

奉仕活動・体験活動の例

平成14年3月

：「主な活動主体の例」欄は、その活動を中心的に行うと想定される目安を記載しているものであり、実際の活動主体は、その受け入れ先との相談により具体的な活動内容を踏まえて決められるものです。また、「成人」には、大学生及び18歳以上の青年を含みます。

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
公民館 図書館 博物館 美術館 科学館 青少年施設 女性関連施設 スポーツ施設等	<事業の企画・立案活動への参加>	成人	当該施設等
	<学習活動の支援> ・IT講習講師及びその補助 ・学級・講座の運営 ・学習活動の教材・教具の作成 ・対面朗読・読み聞かせ ・点訳・点字学習 ・生涯学習相談 ・野外活動・自然観察活動に対する支援やサポート <管理運営等の支援> ・施設の清掃や植樹などの美化活動 ・図書の整理・補修 ・標本作成 ・展示資料の解説・監視 <施設利用者支援> ・施設利用者のための乳幼児等の一時預かり ・受付・順路案内、会場案内、整理・誘導 ・広報活動支援	高校生～ 成人 中学生～ 中学生～ 小学生～ 成人 成人	小学生～ 小学生～ 高校生～ 成人
小学校 中学校 高等学校 盲・聾・養護学校 幼稚園等	<学習活動の支援> ・体験活動における支援や随行 ・授業における児童・生徒の学習支援 ・職業経験等を生かした講演等や技術支援 ・部活動等課外活動の支援 ・学校行事の企画開催の支援 ・非行防止のための啓発活動等支援	成人 成人 成人 成人 成人	各学校、 教育委員会等
	<管理運営等の支援> ・植樹などの美化活動 ・インターネット環境整備の支援	小学生～ 成人	各学校 各学校、 教育委員会等
	・登下校時の通学経路における交通安全支援 ・学校開放の支援補助(スポーツ活動等の指導等)	成人 高校生～	各学校 各学校、 教育委員会等
	・児童保育等の支援 ・障害児などの移動等の支援	成人 成人	各施設等 各学校、

活動の場等	具体的な活動内容	主な活動主体の例	相談先(部局)
大学等の高等教育機関 研究機関等	<専門的知識による、地域の人々の支援> ・法学部生及びOBによる市民向けの無料法律相談 ・工学部生等による家電修理 <管理運営等の支援> ・実験・実習等の支援 ・図書館等の運営支援 ・施設の維持管理等の支援 ・各種資料の整理補助	成人 成人 成人 成人 成人	教育委員会等 大学等の事務局
郵便局	<施設利用者等を支援する活動> ・ボランティア相談・情報提供への支援 ・ボランティア団体との連携・交流への支援 ・絵手紙教室の開催の補助	成人 成人	郵政事業庁 貯金部管理課
	<その他> ・国際協力シンポジウム等の開催支援 ・インターネット等による情報提供の支援	小学生～ 成人	郵政事業庁 郵務部営業課 郵政事業庁 貯金部管理課
医療施設 (大学病院も含む)	<直接支援する活動> ・話し相手 ・リハビリテーション等の送迎 ・図書の朗読 ・手話通訳 <管理運営等を支援する活動> ・施設の清掃や植樹などの美化活動 ・待合室の整理整頓 ・案内プレート等の作成補助(点訳等を含む) ・食事の運搬や配膳の手伝い <施設利用者等を支援する活動> ・救急医療施設マップなどの作成 ・患者家族のビデオレターの作成提供 ・入院患者のための図書サービスの実施 ・病院内の案内 ・院内学級等の補助 ・同伴した子どもの世話 ・乳幼児の世話 <その他> ・インフォメーション理念の普及啓発 ・チャリティバザーや募金活動の実施	小学生～ 成人 中学生～ 中学生～ 小学生～ 中学生～ 高校生～ 中学生～ 高校生～ 高校生～ 成人 成人 成人 成人 高校生～ 中学生～	日本病院ボランティア協会、 全国国民健康保険診療施設協議会、 最寄りの病院、 病院事務局等
保健所等	<直接支援する活動>		

公衆衛生	[血液センター等] ・献血者の受付・順路案内・会場案内・ ・待遇等 ・検査用資材準備（チューブの番号貼 り、整理、収納） ・広報資材準備（ポスター、チラシ等 の印刷、ティッシュ差込み、袋詰め 等） ・業務資材準備（接遇消耗品の印刷・ 差込み・たたみ・袋詰め等） ・郵便物準備、発送（宛名書き、宛名 シール貼り、文書詰め） ・献血者への呼びかけ、チラシ等の配 布	高校生～ 高校生～ 中学生 小学生高学 年～ 高校生～ 小学生高学 年～	日本赤十字社、 各都道府県支部	設（障害者 施設等）	・介助等に係る補助（食事の配膳補助、 移動補助等） ・視覚障害者向けの図書の朗読 ・日用品の整理等（シーツ、カバー等 の整理手伝い） ・IT等各種学習や趣味の技術指導 ・施設内行事の参加、補助（誕生会、 クリスマス会、バザー等） ・施設外行事の参加、補助（遠足等） ・身障者スポーツ大会の開催補助 ＜管理運営等を支援する活動＞ ・施設の清掃や植樹などの美化活動 ・インターネット環境整備の支援 ・案内プレート等の作成補助 ＜施設利用者等を支援する活動＞ ・施設訪問、話し相手 ・福祉に関する体験学習活動（点訳・ 手話、福祉機器等） ・外出サポート ＜その他＞ ・チャリティバザーや募金活動の協力	高校生～ 中学生～ 中学生～ 高校生～ 小学生～ 高校生～ 小学生～ 高校生～ 高校生～	社会福祉協議会、 当該施設 等
	・薬物乱用防止キャンペーンへの参加 （チラシの配布、呼びかけ、街頭募金 活動等）	小学校高学 年～	各都道府県薬務主管 課、 （財）麻薬・覚せい剤乱 用防止センター 最寄りの保健所				
	・害虫駆除活動、下水消毒活動等への 参加 ・ゴミ収集所等における不法投棄の監視 ＜管理運営等を支援する活動＞ ・施設の清掃や植樹などの美化活動 ・案内プレート等の作成補助 ＜その他＞	中学生～ 成人	市町村				
	・保健所等の作成する広報チラシの各 戸配布 ・骨髓バンク事業の補助（パンフ配布 等）	小学生～ 高校生～ 中学生～ 小学生～	最寄りの保健所 最寄りの保健所 （財）骨髓移植推進財団				
	社会福祉施 設（特別養 護老人ホー ム等）	＜直接支援する活動＞ ・介助に係る補助（食事の配膳補助、 移動補助等） ・日用品の整理等（シーツ、カバー等 の整理手伝い） ・施設内行事の参加、補助 （誕生会、クリスマス会、バザー等） ・施設外行事の参加、補助（遠足等） ＜管理運営等を支援する活動＞ ・施設の清掃や植樹などの美化活動 ＜施設利用者等を支援する活動＞ ・施設訪問、話し相手 ・福祉に関する体験学習活動（点訳、 手話、福祉機器等） ・外出サポート ・チャリティーバザーや募金活動の協 力	高校生～ 中学生～ 小学生～ 高校生～ 小学生～ 小学生～ 中学生～ 高校生～ 中学生～			社会福祉協議会、 当該施設 等	
	社会福祉施	＜直接支援する活動＞					
				乳児院	＜直接支援する活動＞ ・子どもの遊び相手 ・各種行事の企画実施の補助	高校生～ 高校生～	社会福祉協議会、 当該施設 等
				保育所	＜直接支援する活動＞ ・子供の遊び相手 ・各種行事の企画実施の補助	高校生～ 高校生～	社会福祉協議会、 市町村、 当該施設 等
				母子生活支 援施設	・子どもとの対話や相談 ・各種行事の企画実施の補助	成人 成人	社会福祉協議会、 当該施設 等
				児童養護施 設	・子どもとの対話や相談 ・各種行事の企画実施の補助	成人 成人	社会福祉協議会、 当該施設 等
				職業能力開 発校等公共 職業能力開	・講座の体験・見学 ・ものづくり体験	小学生～ 小学生～	当該施設

	<ul style="list-style-type: none"> 動 ・特用林産物（しいたけ等）の生産・加工体験 <その他> ・子ども達の農業・農村体験活動のための農村側の受け入れ体制の整備への支援 ・緑の募金等の奉仕活動 	小学生～ 成人 小学生～	<p>経営課 特用林産対策室</p> <p>農林水産省 農村振興局 地域振興課</p> <p>林野庁森林整備部 森林保全課 (社)国土緑化推進機構</p>
自然公園や身近な自然等	・植生復元、草原景観の維持など、国立公園の自然環境・景観の復元・保全活動	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課
	・希少野生動植物の生息・生育環境の整備、維持管理	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 野生生物課
	・里山の維持管理やビオトープの整備等の身近な自然の保全活動	小学生～	環境省自然環境局 自然環境計画課
	・国立公園の美化清掃活動	小学生～	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課 (財)自然公園美化管理財団
	・自然解説活動	成人	(財)日本自然保護協会 (財)日本野鳥の会 (財)自然公園美化管理財団
	・自然体験活動の指導・助言	成人	自然体験活動推進協議会(CONE)
	・ビジターセンターなどの自然ふれあい拠点施設の維持管理	成人	各施設
	・歩道や標識等の国立公園の利用施設の簡易な維持管理	成人	環境省自然環境局 各地区自然保護事務所 国立公園課 (財)自然公園美化管理財団
	・自然環境保全基礎調査の身近な生きもの調査、インターネット自然研究所の四季のいきもの前線調査への参加など、自然環境の保全、自然とのふれあいに関する調査研究活動	小学生～	環境省自然環境局 生物多様性センター
・自然公園や身近な自然、各種の自然ふれあい施設（ビジターセンター、自然塾、自然歩道等）等における自然体験活動	幼児～	(社)日本環境教育フォーラム 環境省自然環境局総務課 自然ふれあい推進室	
・天体観測、キャンプ等の野外活動	小学生～	(財)日本宇宙少年団	
地域	<地域生活の支援> ・地域で開催する学習・レクリエーション・	中学生～	

	<ul style="list-style-type: none"> イベント、セミナー等の支援 ・子どもセンター等の運営支援 ・ボランティア活動に関するフォーラム等の開催補助 ・ボランティア活動等のインターネット等による情報提供への支援 ・ボランティア団体、社会教育団体、青少年団体等の活動支援 ・アンケート等による住民意見のとりまとめ ・一人暮らし老人宅等や障害者宅への訪問、外出補助の同行 <地域安全の支援> ・防災リーフレット作成・配布 ・危険場所の点検 ・消防団への参加 ・消防訓練の補助 ・救急、救助教室の開催支援 交通安全に関する広報活動 ・交通安全グッズの作成配布 ・ヒヤリ地図の作成及び配布 ・立て看板作り 幼児・小学生・中学生・高校生・高齢者に対する交通安全教室 交通安全活動に係る各種大会等の支援 「交通安全教育グレースポール」の普及推進活動 薬物乱用防止キャンペーンへの参加（チラシ等の配布、呼びかけ、街頭募金活動等） 地域美化・環境浄化活動への参加 ・違法・有害ビラ等の撤去活動 ・落書き消し ひったくり等をテーマにした寸劇（劇団員に子ども、青年等も視野に入れる） ふれあい交流活動 ・ふれあいウォーク ・ふれあいゲートボール大会 夜間ボランティア組織（夜間の犯罪防止） 地域安全に係る各種大会等の支援 少年補導活動・環境浄化活動の実施 ・街頭補導活動等の非行防止活動 ・非行集団の解体補導活動 ・少年を有害な風俗から守るための活動 ・有害環境の実態把握、有害図書等の通報活動 	成人 中学生～ 成人 高校生 高校生～ 中学生～	<p>社会福祉協議会 等</p> <p>警察署、 全国交通安全活動推進センター（全日本交通安全協会）、 都道府県交通安全推進センター（都道府県交通安全協会）</p> <p>(社)日本交通福祉協会</p> <p>(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター</p> <p>(財)全国防犯協会連合会、 警察庁生活安全局少年課、 都道府県警察本部少年課、 警察署、 (社)全国少年補導員協会、 少年サポートセンター</p>
		小学生～	
		成人	
		小学生～	
		成人	
		中学生～	
		小学生～	
		小学校高学年～	
		成人	
		小学生～	
		幼児～	
		成人	
		小学生～	
		成人	

<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害に遭った少年の立ち直り支援 ・家庭等に対する訪問活動 ・高齢者宅訪問 ・交通安全アドバイス 	成人	
<ul style="list-style-type: none"> ・悪徳商法未然防止チラシの作成配布 ・防災防犯指導、危険箇所点検 		<ul style="list-style-type: none"> 地域交通安全活動推進委員 地域安全活動員 防犯協会員
<ul style="list-style-type: none"> <文化・芸術振興> ・発掘調査等の補助 ・伝統文化の伝承 ・文化芸術活動の支援 	小学生～	
<ul style="list-style-type: none"> <国際交流・国際協力支援> ・外国人に対する日本語教育 ・ホームステイ受入 ・留学生、地域外国人の交流支援 	成人	(財)国際日本語普及協会
<ul style="list-style-type: none"> ・留学生の交流支援 ・外国人への観光案内 	成人	(財)内外学生センター
<ul style="list-style-type: none"> ・国際機関の募集活動の支援 ・NGO活動への参加 	成人	市町村等
<ul style="list-style-type: none"> ・青年海外協力隊、シニア海外ボランティア事業への参加 ・ジュニア協力隊への参加 	成人	外務省 国際機関人事センター
<ul style="list-style-type: none"> ・民間援助支援センター(開発教育) <スポーツ活動支援> ・地域におけるスポーツ大会開催等の支援 ・用具の補修、競技場等の整備、管理 ・スポーツ施設利用者等の支援 ・地域のスポーツクラブの運営等の支援 	成人	外務省 経済協力局民間援助支援室、文化交流政策課
<ul style="list-style-type: none"> <直接支援する活動> ・空き缶拾いなど清掃と植樹などの美化運動 ・不法投棄監視ボランティア ・小中学生の自然体験活動の企画・実施 ・地域づくりサークルでの活動 ・市町村等の伝統行事、芸能での補助 ・地域住民への各種講習会の開催と講師 	小学生～	国際協力事業団
<ul style="list-style-type: none"> ・地域色を生かした宇宙に関連する行事への参加 	小学生～	外務省 経済協力局技術協力課
<ul style="list-style-type: none"> ・熟練技能者を活用したものづくり体験 	小学生～	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・各種共同募金の実施 	小学生～	(財)日本宇宙少年団
		都道府県職業能力開発協会、都道府県技能士会・連合会
		社会福祉協議会、中央共同募金会、

	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の実施 	小学生～	各都道府県共同募金会 市町村役場 等 地方自治体、 環境カウンセラー全国連合会 地域の環境カウンセラー協議会
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種状況調査等の補助 ・臓器移植の普及啓発活動の支援 	中学生～ 小学生～	(社)日本臓器移植ネットワーク 当該施設 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・矯正施設による社会奉仕活動の支援(公共施設での清掃活動等) ・社会を明るくする運動における支援(ティッシュ、リーフレットの配布) 	成人	社会を明るくする運動実施委員会、 保護司会 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・みらい・サポート事業への参加(体験活動、ワークショップ等を実施) 	成人	日本BBS連盟
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと遊びの会、ふれあい学習教室など ・人権啓発フェスティバルにおける各種ボランティア活動 ・人権に関するカルタ、紙芝居の制作 	成人	更生保護婦人会
		小学生～	法務局
		小学生～	子どもの人権専門委員
地域 (災害時)	<ul style="list-style-type: none"> <直接支援する活動> ・災害時のがれきの除去 ・土砂災害時の行政と市民との連絡仲介 ・被災者の話相手 ・避難所の設営補助、被災者の世話 ・子供の託児 	成人 成人 成人 高校生～ 成人	地方自治体